

**国民生活審議会**  
**第6回消費者政策部会**  
**議 事 録**

内閣府国民生活局消費者企画課

# 国民生活審議会第6回消費者政策部会

## 議 事 次 第

日 時 平成19年2月21日(水) 10:00~12:05

場 所 中央合同庁舎第4合館 共用第2特別会議室

1. 開 会
2. 平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視の作業について
3. 消費者教育の推進について
4. 消費者団体訴訟制度の施行(平成19年6月7日)に向けた準備状況について
5. その他
6. 閉 会

第 20 次国民生活審議会消費者政策部会委員

(敬称略、50 音順)

部会長	松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委 員	東 珠 実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内 美 保	主婦連合会副会長
	大 村 敦 志	東京大学法学部教授
	大 村 多 聞	三菱商事株式会社理事
	品 川 尚 志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝 原 純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	田 村 次 朗	慶応義塾大学法学部教授
	津 武 欣 也	明治大学政治経済学部総合政策研究所研究員
	長 田 三 紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠 谷 真 平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野 村 修 也	中央大学法科大学院教授
	早 川 祥 子	日本ハム株式会社社外取締役
	原 早 苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・ 金融オンブズネットコーディネーター
	三 木 浩 一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御 船 美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	宮 川 雄 司	東京都生活文化局消費生活部長
	山 口 広	弁護士
	山 本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
	渡 邊 和 夫	日本食品関連産業労働組合総連合会会長

以上 20 名

第20次国民生活審議会第6回消費者政策部会 出席者

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員	東珠実	椋山女学園大学現代マネジメント学部教授
	大河内美保	主婦連合会副会長
	大村敦志	東京大学法学部教授
	大村多聞	三菱商事株式会社理事
	品川尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	芝原純	社団法人消費者関連専門家会議顧問
	長田三紀	東京都地域婦人団体連盟事務局次長
	糠谷真平	独立行政法人国民生活センター理事長
	野村修也	中央大学法科大学院教授
	原早苗	埼玉大学経済学部非常勤講師・ 金融オンブズネットコーディネーター
	三木浩一	慶応義塾大学大学院法務研究科・法学部教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授
	山口広	弁護士
	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授

以上 15 名

[事務局]

西局長、堀田審議官、川口総務課長、井内消費者企画課長、鈴木消費者団体訴訟制度準備室長、藤崎国際室長、高根沢消費者情報室長、山崎消費者企画課長補佐

松本部部长 それでは、予定の10時になりましたので、ただいまから「国民生活審議会第6回消費者政策部会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、議題といたしまして、まず「1.平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視の作業について」「2.消費者教育の推進について」に関して御議論いただきまするとともに、昨年秋の本部会におきまして御説明いただきました、消費者団体訴訟制度のその後の準備状況につきまして「3.消費者団体訴訟制度の施行(平成19年6月7日)に向けた準備状況について」を議題といたしまして、御説明をいただきたいと思っております。忌憚のない意見をよろしく願います。

まず、議題の1であります「平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視の作業について」御議論いただきたいと思っております。

資料1-1及び1-2につきまして、事務局から御説明願います。

井内消費者企画課長 それでは、事務局より御説明いたします。

説明の前に、恐縮ですが、局長は国会対応のため失礼させていただいております。用務が済み次第、こちらに向かう予定ですので、御了解いただければと思います。

それでは、平成19年度の消費者基本計画の検証・評価・監視の作業に関し、お手元の資料1-1と1-2に沿って御説明申し上げます。

既に昨年、第1回目の検証・評価・監視を当部会で実施していただいておりますので、作業の対象、内容、消費者政策部会が果たしていただく役割につきましては、基本的に第1回目と同様でございます。

しかしながら、昨年の検証・評価・監視の作業において、今後の重点的取組みが当初の計画に付加されておりますので、その点が変更となります。

また、前回の部会で御了解を得ておりますけれども、ワーキンググループを設置するのではなくて、部会全体で御討議していただく点が昨年の作業と異なっているところでございます。

以上の2点が、昨年の作業との大きな相違点でありますけれども、確認の意味で、資料に沿って簡潔に御説明いたします。

まず、資料1-1の1ページ目でございます。

真ん中ほどにあります「1.対象」についてです。

昨年同様、消費者政策の9つの重点、実効性確保のための5つの事項、重点的に講ずる121の具体的施策が入りますとともに、昨年の作業で計画に付加されました今後の重点的取組みが新たに対象になります。

次に「2.内容」についてです。

これも昨年と同様で「(1)既存の具体的施策、実効性確保のためにとられた施策」について検証・評価・監視を実施するとともに、必要に応じて、新たな具体的に施策を追加していくという作業をお願いすることになります。

次に2ページ目の上の「3. 消費者政策部会の役割」についてです。

(1)の 及び で示されているとおりですが、今回の作業の対象となる施策につきましては、(1)の の下線部にありますように、1つ目は「平成18年度を期限として実施する」あるいは「検討する」ものとしているもの。

2つ目は、「平成17年度以降継続的に実施するとしているもの」になります。

次に、検証・評価・監視の作業スケジュールにつきましては、遅くとも7月には完了したいと考えております。消費者政策部会でのとりまとめは、6月中にお願いしたいと考えております。

以下、2ページ目の下から、作業スケジュールについて記述がございます。

まず、4月下旬に各省庁より今回の作業の対象となる全施策を範囲としてヒアリングを実施して、5月下旬に、今回、事前に御了解いただいている委員の方々より、2回に分けて担当分野についてプレゼンテーションをしていただき、部会の委員全員でその後御議論いただくという予定でございます。

5月下旬に2回に分けて実施予定の委員プレゼンテーションに関しましては、今回の作業の対象の中から一部を選別して、大ぐくりで4つの大項目に整理しております。

御担当いただく委員の案をお示ししている表が、4ページに別紙としてございますので、そちらで御説明いたします。

4つの大項目の第1は、表の中の「安全に関する施策について」で、ここではリコール制度や食品安全等について含むということでございます。

第2は「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」についてでございます。

第3は「消費者教育の推進」でございます。

第4は「消費者からの苦情相談の活用」になります。

今回の検証・評価・監視の対象にはなっていないも、プレゼンテーションの対象になっていない施策や、今後の状況の応じて詳しく部会で御討議すべきテーマが出た場合には、以上の4つの大項目に加えて、プレゼンテーションの追加やテーマを明確にして御討議いただくことがあり得ますので、表中にあえて「その他」と明記させていただいております。

4つの大項目を御担当していただく委員の方々には、表のとおりでございます。改めて申しますと「安全に関する施策について」は、品川委員、芝原委員、早川委員にお願いしたいと思っております。

「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」については、原委員、長田委員、宮川委員、山口委員にお願いしたいと思っております。

「消費者教育の推進」につきましては、東委員と御船委員にお願いしたいと考えております。

「消費者からの苦情相談の活用」につきましては、大河内委員、野村委員にお願いしたいと考えております。

既に御担当いただく予定の委員の方々には、事前に内諾をいただいておりますけれども、再度確認いただければ幸いです。

なお、資料1 - 2の1ページ目以下の表の欄のうち、グレーの網かけがかかっている部分がございますけれども、これは昨年の第1回目の検証・評価・監視の作業の中で新規に付加されたもので、網かけのない部分は、当初より計画に盛り込まれていた具体的施策でございます。

以上でございます。検証・評価・監視の進め方について、御説明を終わらせていただきます。

松本部部长 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらどうぞお出してください。

山口委員、どうぞ。

山口委員 大枠のところ、工夫された分野別の項目だと思いますが、1つだけ意見を申し上げさせていただきます。

資料1 - 2の分野別の項目があるんですが、この中で特に1番目の「リコール制度の強化・拡充」ということで3施策出ているんですが、今のお話ですと、いわゆる製造物責任法の見直しの問題がありません。同法が施行されて10年余経つわけですけれども、この製造物責任法の現在の法の枠組で、果たして実効性が上がっているといえるのか。先ごろ繰り返し起こっている製造物責任に絡むさまざまな人身被害等を考えますと、今の法の枠組みでいいのか、もっと抜本的に考え直す必要はないのか、少なくとも現状の製造物責任法について見直しが必要ではないのかということ強く感じるところでございます。これでこの項目立ての中には、さっと見たところ、必ずしもそれが出てこないように思われるものですから、そこら辺どういうふうにお考えになっているのか、後ほどお聞かせいただければと思います。

井内消費者企画課長 今回の山口委員の御指摘の件に関しましては、既に消費者基本計画の中で、安全に関する消費者被害の救済ということで、今年度中に製造物責任法の施行状況を評価するとともに、課題を整理するというところで、今、内閣府の中で研究会を設けておりまして、今年度末までに課題を整理することになりますので、それも御報告した中で、次にどういうことがということであれば、その際、是非、御意見をいただければと思っております。

よろしいでしょうか。

山口委員 はい。

松本部部长 原委員、どうぞ。

原委員 2点お願いしたいのです。

1つは、今の製造物責任法の見直しの話とも絡むことです。資料1 - 2を見ますと、白い部分とグレーの網かけの部分とありまして、その区別について御説明があったところで

すけれども、このグレーの部分が第1回目の検証・評価・監視の結果、当初の計画に付加されたものということになります。

それで、担当省庁も平成18年度という年度も書かれていますので、既にこれは担当の省庁も了解の下に進んでいるということが入ってきていることになると思うのですが、例えば次年度以降も追加については、今回、またプレゼンテーションのところで私ども委員が発言することになると思うのですが、それで担当省庁がOKをしたらこういう網かけのような形で次年度以降、また入ってくるという仕組みになっているのか、それとも担当省庁がOKと言わなかったら、こちらがプレゼンテーションしてもなかなか入ってこないのかどうかという追加の仕組みです。これについてお聞きをしたいというのが1つ。

もう一つは、白とグレーで網かけをしていただくと、白の部分が多いのが食の部分と環境の部分です。この食と環境については、消費者団体の関心事では両方ともトップに挙がってくる項目で、運動としても大変強いところがあります。

ただ、それぞれに基本計画を持っていらっしゃるもので、そちらに入ってしまうのかもしれませんが、こちらの消費者基本計画での位置づけの明確化というのも、是非図っていただきたいと思っております。食、環境の基本計画と担当省庁と調整をいただきたいと思います。

以上の2点です。

松本部長 では、お願いします。

井内消費者企画課長 今後どうやっていくかという御意見を当然、この消費者政策部会で聞いていくことになりますので、勿論、御指摘いただければと思います。具体的に、どう進めていくかという最後の段階では、やはり消費者政策会議でとりまとめていくことになりますので、その点は御了解いただければと思っております。

あと、食品の安全につきましては、今回、具体的施策ということでは、後ろの項目で確かに入っておりませんが、食品の安全については、昨今の状況を考えますと大きな問題ということで、早川委員にプレゼンテーションもお願いしておりますので、具体的にどういうふうな位置づけていくかは今後の議論だと思っております。御意見は十分承知しております。

松本部長 長田委員、どうぞ。

長田委員 先ほどの御説明の中にも「その他」という項が入っているということで了解をいたしました。いずれにしろ各省庁からの検証・評価がまだ出てきていない段階なものですから、それを見せていただいたところで、今、この白の部分になって担当委員がないところはプレゼンテーションしない予定ということですが、やはり施策の「緊要な消費者トラブルへの対応」が完全に抜け落ちているわけで、ここのところをどういう結果、検証・評価が出てくるかですけれども、今、起こっているいろいろなものはここに入っていますので、ほかの部分のリコールとか安全というところでカバーできるものと考えておられるのか、それを一応整理していただければと思います。

井内消費者企画課長 ~ でありますけれども、 ~ は確かにかなり絞られておりますけれども、 ~ につきましては「緊要な消費者トラブルへの対応」ということで、現在の時点で計画は当然、このまま行くわけです。しかし、その中で重要だということであれば、ここで御議論いただければ整理させていただきますし、何度も資料にくだいように書いてあるのですけれども、プレゼンテーションがあるかどうかが大変云々ということを考えているわけではなくて、勿論、今のプレゼンテーションのところに担当の方が入っていないところも当然、対象と考えておりますし、その意味でその他と挙げてあるのは、この対象になっているところはすべて含むという観点から入れております。

あと、御担当ではない、プレゼンテーションされる方とそうでない方とを分けても全くありませんので、そういう意味で作業をしていただければと考えております。

松本部長 ほかにございませんでしょうか。

品川委員、どうぞ。

品川委員 資料1 - 1の2ページ目ですけれども、スケジュールが出ております。

要は、次回は4月下旬のこの部会を開いて、各省庁ヒアリングについて全容をざっと一遍にこの場で行って、その後、今、分担の提示されました各委員のヒアリングが行われて、次回5月にプレゼンテーションというふうを読むわけですね。

井内消費者企画課長 はい。

品川委員 全容についてこの委員会として各省庁ヒアリングを行うのがスタートのようですけれども、1回の委員会で各省庁ヒアリングを全部一挙にというのはかなり困難ではないかという感じがしますが、その辺はいかがでしょうか。

井内消費者企画課長 今回、2回目に当たりますので、この具体的施策について各省庁がどう取り組んできて、今後どうかということについて、ワークシートを私ども内閣府でとりまとめますので、それができ次第、委員の方に事前に早めに送ろうと思っております。

あと、ヒアリングにつきましては、午前と午後で取らせていただいて、時間は事実上、今、2時間でやっておりますけれども、2回当たるような形で委員の方々の御日程、あるいは各省の日程を調整しながら、一番いい時期にとらせていただいて進められればと思っております。よろしいでしょうか。

品川委員 はい。

松本部長 どうぞ。

長田委員 少し去年のことを思い出しましたがけれども、向こうから出てきたワークシートに対して、こちらからもメールの段階で質問していくという紙でのやりとりが何回かありましたね。それは、今回はやり方としては残りますか。

井内消費者企画課長 勿論、前回は御確認させていただいたと思いますけれども、そういうやりとりはあります。

あと、1点ありますのは、基本的に事前にワークシートをお渡しいたしますので、各省に質問をされる点は、できる限りその場で一挙にやっていただければと思います。各省の

方も、その場でお答えできないことは出てくると思いますので、そういうものは後日、各省の方から内閣府を通じてお渡しするという形でやっていきたいと思います。

あと、ヒアリングを基本的にいたしますので、後々状況が変われば別なんですけれども、ばらばらと出てくると、やはり各省の負担もかなりのものになると思いますので、そこはうまく効率的に内閣府が間に入って進めていきたいと思っておりますので、御了解いただければと思います。

松本部会長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 確認だけなんですけれども、そうすると皆さんがプレゼンテーションをする2回というのは、各省庁の方を呼んで、そこでやるということですね。そこでもやりとりをするわけですね。

井内消費者企画課長 プレゼンテーションをいただくときには、今も同じですけれども、各省は入っておりますので、そういう場であるということでございます。各省を順番に呼ぶのは、ヒアリングの回でございます。4月を予定しております。

松本部会長 ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。ございませんようでしたら、プレゼンテーションの担当に当たられた委員の皆様には、少し御負担をおかけしますが、是非2年目ということで、よりよい検証・評価・監視を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の議題であります「消費者教育の推進について」に移らせていただきたいと思います。資料2-1~2-4について、事務局から御説明をお願いいたします。

井内消費者企画課長 それでは、消費者教育の推進について御説明いたします。

現在、内閣府では3つの研究会を設置して消費者教育の推進に関するものを研究、調査しております。その3つと申しますのは、前回、御説明しました紙と同じものなんですけれども、資料2-1です。

まず1つは、真ん中上の、委員の方々の資料で赤い線で囲っているところで「消費者教育の体系化」について、研究会を設けております。これは、資料2-2でございますので、後ほど御説明いたします。

2つ目でございますけれども、左下の赤い線で囲まれているもので「『出前講座』実施の専門家育成」に関して、研究を行っております。

3つ目でございますけれども、真ん中下の赤い線で囲っているもので「ポータルサイトの構築」ということでございます。後ほど、資料2-4で簡潔に御説明したいと思っております。

この3つの研究会を設置しております。具体的には、外部の委員をお願いをして専門的な検討を行っていただいているということでございます。

まず、資料2-1「消費者教育の推進の状況について」ということで御説明したいと思います。

前回の部会でも御紹介していたところなんですけれども、具体的には明治大学大学院の

円谷先生を研究会座長にお願いし、消費者教育の総合的な推進に関する調査研究を実施しております。本部会の東委員、御船委員にも参加していただいております。

また、研究会の中に幼児期、児童期、少年期、成人期の4つのライフステージごとに分科会を設けて検討を行っていただいております。本部会の長田委員には、児童期分科会に御参加していただいております。

この研究会における検討内容は、消費者政策部会でおまとめいただく予定の提言に直結する内容と考えられますので、本日は3つの研究会のうち、特にこの研究会における検討状況を中心に、その内容を事務局の責任において御報告したいと考えております。研究会は、今年度中ということになっておりますので、まだ検討が最終のところまで行っておりませんので、現時点で事務局の責任でということ御報告したいと思いますので、その点、御了解いただければと思います。

あと、事務局の報告で不十分な点、不正確な点等があるかと思っておりますので、研究会に御参加されている東委員、御船委員、長田委員より、後ほど補足等の御発言をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

資料2-2に沿って御説明いたします。

「1.背景」は、飛ばさせていただきます。

「2.検討状況」の中の「(2)進捗状況」でございます。

大もとの研究会の下に、御説明いたしましたように4つの分科会を設置しておりますが、そこでは現在、一般的に消費者教育が行われていると考えられる場や機会、学習支援者及び学習内容とともに、その将来イメージについて御検討していただいております。これらを基に、各ライフステージごとに重点的に取組む課題について検討を行っていただいております。

分科会の議論を踏まえて親研究会では、消費者教育を推進するための方策の方向性についても検討をしていただいている状況でございます。

「3.今後の予定」は、先ほども申しましたように、年度内に報告書を取りまとめいただくということでございますので、とりまとめができ次第、委員の方にもその報告書をお届けするとともに、次の部会でも簡単に御報告できればと考えております。

その内容でございますけれども、2ページ目以降、ライフステージごとに議論のポイントをまとめておりますので、それに沿って御説明させていただきます。

まず「1.幼児期」でございます。

幼児期の分科会は、金沢大学の尾島先生に座長をお務めいただいております。そこでのポイントは、四角でくくっておりますけれども「幼児期では、子供と学べるプログラムの開発・提供と、保護者や地域内人材を巻き込んだ取組が必要である」ということで整理されております。

「幼児期における消費者教育の現状」としては、3点指摘があります。

まずは、汎用性のある適切な教材・プログラムが不足しているという点。

2番目は、効果的な学習環境が不足している点。

3番目は、保護者や地域による参加型保育の重要性が高まっている、という現状認識でございます。

「(2) 将来イメージ」として、保護者や地域内人材、NPO、消費者団体、ボランティアの方々が子どもとともに学べる教材プログラムを提供することで、学習支援者をも巻き込んだ取組みが可能となるということで、ポンチ絵で示してございます。

「(3) 幼児期における消費者教育の推進の方向性」ということで、3点挙げられております。

幼児期においては、汎用性のある適切な教材や、それを利用するプログラムを充実する必要があるということで、これが一番重要だということだと思います。

そのほか、幼稚園・保育所で実施されている既存の取組みに消費者教育を盛り込むことが必要である。

また、身近な学習支援者である保護者・地域内人材を巻き込むことが必要であるということでございます。

次に、3ページ「3. 児童期」でございます。

これは、弘前大学の猪瀬先生に座長を務めていただいております。長田委員に御参加いただいている分科会でございます。

ここでのポイントは「児童期では、消費者教育情報提供サイトの構築などにより、教材やプログラムなどの情報提供を効果的に行う必要がある」ということでございます。

まず、現状としましては3点あります。

まず、学校教育における消費者教育の重要性に対する認識の向上が求められている。

2番目として、学校での消費者教育では、児童の成長に適した学習内容とする創意工夫が重要である。

3番目として、企業や団体が保有する豊富な教材等の有効活用を促進する必要がある、ということでございます。

この児童期においては、幼児期と違って、教材自体はかなり豊富に存在しているけれども、学校の先生等使い手が容易に適切な教材をタイムリーに入手することができないことを強く御指摘いただいていたと思います。

「(2) 将来イメージ」ですが、学校において、より多様な場面において多様な学習支援者を介した消費者教育の可能性があるということでございます。

現状の中では、特に連携の不足等が強く指摘されており、将来的には、消費者教育の情報提供サイト等をつくることによって、現在の問題を解決すべきだという方向でございます。

それが(3)にまとまっております。「児童期における消費者教育推進の方向性」として、まず児童期においては、教材やプログラムなどの情報提供を効果的に行う場を構築することが必要である。

次に、小学校で実施されている既存の取組みに、消費者教育を効果的に盛り込むことが必要である。

最後に、教師による教育のほか、多様な人材を活用する仕組みをつくることで、より充実した消費者教育を実施することが必要であるという方向性が打ち出されています。

次に、4ページ「3. 少年期」でございます。少年期というのは、中学校、高校の段階でございます。この分科会は横浜国立大学の西村先生にお願いしております。

少年期のポイントは「少年期では、少年と社会を結ぶコーディネートが必要である」ということでございます。

少年期の消費者教育の現状としては4点あります。

消費者行動の拡大に伴って、少年期における消費者教育の重要性が高まっているということです。中学、高校生は、自ら使える金額も大きくなって、自分の判断で購買行動とかが行えるということですし、更にはITの活用などもあって、消費者のトラブルに巻き込まれるリスクなども高まっていくという点が強調されていたと思います。

次に、危険性等に「気づく力」の育成など、基礎的な消費者教育が求められている。

社会の「経験知」を生かした消費者教育の必要性が増大している。

最後に、学校における消費者教育の重要性が増大しているということですが、これは児童期と同じ指摘でございます。

「(2) 将来イメージ」でございます。

学校の場面において、将来的にはより多様な学習支援者を介した学習の可能性があるということで、更には学校だけではなく、家庭や地域において、より多様な場面で消費者教育の可能性があるということが議論されていたと思います。

「現状」ですけれども、ここのポンチ絵ですが、学校の場においてどういうところが課題かということ、例えば民間企業からの派遣講師の方に入っていたり、あるいは専門家の方に参加していただければいいのではないかと、もう一つ、学校の場以外で、家庭や地域でも消費者教育や相談を受けられる機会が与えられることが必要であって、そのためにはコーディネートの仕組みが必要だということだと思います。

(3) に3つに集約されております。

コーディネートの重要性については、第1点でございます。

第2点が、今、申しました民間企業や消費者団体からの派遣講師、専門家などが、学校と連携し、少年を取り巻く学習支援者が多様化することが有効である。

最後に、家庭や地域においてさまざまな学習機会において消費者意識・消費者行動について、考える場を設ける工夫をすることが必要であるということが議論されております。

最後でございますけれども「4. 成人期」でございます。こちらは、東委員に分科会の座長をお務めいただいております。

成人期のポイントとして、地域社会の中で、消費者同士、関係者同士が相互に連携し合う仕組みが必要であるということでございます。

「（１）成人期の消費者教育の現状」です。

まず、共通する消費者教育の場がないため、これは学校という場がないと言い換えてもいいと思いますが、ライフスタイルやライフステージにより消費者教育を受ける機会に偏りが見られるということです。

次に、高齢者等の消費者被害が増大し、支援を必要とする成人への消費者教育の必要性が高まっている。

子どもや高齢者等を支援する立場の成人に対する消費者教育が求められているということで、高齢者の方々などを見守る立場の人への教育とか情報提供が必要ということだと思います。

「（２）将来イメージ」です。

消費者同士・組織同士が相互に支援し合う仕組みが必要である。

専門機関等がコーディネート機関として、消費者教育に関する人材や教材等の管理や情報発信等を担う必要があるということでございます。

「（３）成人期における消費者教育推進の方向性」でございます。

消費者同士や関係機関が相互に情報を共有し合い、消費者トラブルの未然防止や早期対応のために支援し合う体制づくりが求められる。

あと「自立する成人」「支援する成人」「支援を受ける成人」など、ライフステージの多様な立場に応じた消費者教育の機会が整備されるべきである。

最後に、消費者の雇用者としての企業の社会的責任に関する意識を高め、企業を消費者教育に巻き込む働きかけが必要であるということが議論されているということでございます。

以上、4つの段階についてでございますが、6ページをごらんいただけたらと思います。

これは、これからとりまとめということですので、今、御説明したのもそうなんですけれども、とりまとめの中で仮の案ということで御議論いただいているものです。

推進方策の方向性として、大きく2つ掲げられております。

1番目は「教材・プログラム開発と共有化」をする必要があるということです。

2番目は「コーディネート・支援機能の充実」を図っていくことが必要だということが御議論されております。

最後のページに、冒頭申しましたけれども、この研究会の分科会で、消費者教育が行われていると考えられる場、機会及び学習支援者と同時に、将来イメージをライフステージと場をマトリックスにしたものを御議論いただいていたので、これを事務局の方でとりまとめました。これを今日、御議論いただくということではなくて、こういう場があるということ、前回、消費者教育を進める立場という観点から初めの1枚紙をお示したんですけれども、それとは異なり、消費者教育を受ける立場からどういうものが提供されているのか、あるいは提供されるべきなのかというのを事務局の方で示してほしいということだったので、実際に研究会で御議論いただいておりますので、それを参考にお付け

いたしました。

以上が消費者教育の体系化、推進についてでございます。

あと、資料 2 - 3 「消費者教育の講師育成について」ということで、こちらも研究会を設けております。

この研究会は、大阪教育大学の鈴木先生に座長をお願いしております、本年度は消費者教育の講師育成に関する実態調査を実施していただいております。

実際に「2. 検討状況」の(2)でどういうことをご議論いただいているかについて書いてあります。

全国の都道府県、市、東京 23 区及び全国の町村から無作為に選択した 300 町村、全国に展開する生活共同組合及び研究会で推薦等があった消費者団体にアンケート調査を実施いたしました。

更には、一部の民間企業の方々に対して、講師育成に関する各機関の連携の在り方や講師の活躍の場などについてヒアリングをしております。

こういう実態調査を通じて、今後どういうプログラムをつくっていったらいいかという方向性を今年度は出していただいて、できれば来年度は、プログラム自体どういうものをつくっていくかということで、次の議論に入れればと考えております。

資料につきましても、省略させていただければと思います。

次に、資料 2 - 4 「消費者教育ポータルサイトの構築について」でございます。

こちらにつきましても、現在、消費者教育ポータルサイトをつくるに当たって、教材利用者側や、あるいは教材作成者側の現状ニーズの実態をまず把握することが大事だということで、ニーズ調査あるいは先駆的事例はどういうものがあるかという調査を行ったところでございます。

これを基に、ポータルサイトをつくるには、どういう基本的な方針でつくったらいいかという基本的考え方をこの研究会でおまとめいただいて、これもそれがまとめれば、次年度更に進めていきたいと考えております。

ニーズ調査等については資料を付けておりますけれども、こちらにつきましてもポイントを御紹介いたします。5 ページ目を開けていただければと思います。

「ポータルサイトの掲載内容」です。

利用者、作成者ともに教材をダウンロードできること等によりすぐに使えることを求めているということです。

また、教材をただ単にダウンロード等で入手できるだけでなく、教え方のマニュアルとか、あるいは教育実践例といった使い方の情報もあるようなポータルサイトが求められていることが調査でわかりました。

こちらにつきましても、時間の関係がございますので、説明は省略させていただきます。

以上です。

松本部会長 ありがとうございました。

それでは、御議論いただきたいと思います。まず、体系化の方の研究会に委員として参加されております3人の方から御発言をいただきまして、その後でその他の委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。

まず、東委員からお願いいたします。

東委員 ここでの発言は、補足というか、質問も兼ねてよろしいんですか。

松本部長 結構です。

東委員 十分に時間をかけて説明していただきましたので、補足など大きなことはございません。要するに、教材をどう整理するかということと、連携の仕組みをどうつくるかという2つに集約された内容で検討がされてきたのかなと思っております。

私が質問をするのもあれなんですけれども、1点ございます。今回、資料2-1を使って、全体の中で我々が関わってきた取組みがどう位置づけられるのかということを変更で見ましたときに、少しお尋ねというか、確認したいことがありますので、それをまずお願いしたいと思います。

が「消費者教育の体系化」、 が「『出前講座』の実施の専門家育成」、 が「ポータルサイトの構築」。この3つを今、やっていて、それを推進の方向性ということで集約していくということなんですけれども、例えば私たちが今、やっている作業というのは、体系化という作業とそれに基づく推進方策の両方に重なってくるような部分なのかなと思っていました。これを区別する必要があるのかないのかはわかりませんが、消費者教育の体系化が明確に基本計画の中に出てきていますね。ここで言う体系化というのは、一体どこまでの作業とか目標を体系化と呼び、どこからが総合的な推進の方向性になるのかという辺りについて、私たちも何となく体系化を進めながら、何となく方策を出していくという作業の進め方だったのかなと思ひまして、その体系化をどこまでを指しているのかという辺りが1点、質問をしたい点でございます。

もう一点は、今、ほかの講師育成とか、ポータルサイトを並行してやっている作業について、必ずしも十分にそちらの進捗状況が、我々というか、この体系化の作業をしていく中で見えてこない部分がやはりあるのかなと思います。

どれも今、途中の段階でありますので、なかなかそこでお互いに情報を共有するのは難しいのかなと思ひながらも、しかしながら、この体系化のグループというか、ここが出している総合的な推進の方策に関しては、例えば市民講師とか出前講座のこととか、ポータルサイトのことなどは、かなり重要な部分になってくると思いますので、その辺りをうまくそれぞれが情報を持ち合っって総合的な推進の方向性をもっと深まったり、具体化したりする必要があるのかなということをお思ひました。

以上でございます。

井内消費者企画課長 体系化については、実際の整理というところでは17年度に領域別の目標とライフステージに応じてマトリックスをつくっているんですけども、消費者基本計画の中では、消費者教育の体系化に関し、各ライフステージにおける消費者教育の目

標を達成するため、具体的にどのような場でどのような内容の消費者教育を実施していくかについて検討するとありますので、今、まさに東委員に出ている研究会でまとめていただくものを、1つのまとめと考えております。

また、御指摘の点は、事務局として申し訳なかった点だと思います。おっしゃるとおり、ポータルサイトや人材育成と体系化の推進は密接です。現在は先ほど御説明したように、実態調査をしていますので、体系化の研究会でおまとめいただくときに、実態調査等のフィードバックをさせていただければと思っております。よろしいでしょうか。

東委員 ありがとうございます。

松本部会長 長田委員、どうぞ。

長田委員 私は児童期の分科会に出させていたいただいているんですけども、本日、配られております資料2-2の児童期のところは、まだ分科会の途中経過の資料と皆さんに御理解いただければと思います。

一昨日ありました分科会での検討内容のところ、時間的なこと、また研究会にそれがかかっていないというのがあるのかもしれませんが、まだ全く反映されていない状況で資料として出ておりますので、もう少し表現や絵もすべて変わってくることをお話ししておきたいと思っております。

それから、今日のお話の中にありませんでしたけれども、消費者教育に関してのシンポジウムを内閣府がなさいますので、その場に出てきましたいろんな現場の方の御発言なども含めて、やはり現状を把握した上でどう推進していくのかというところが一番のテーマだと考えておりますので、そこに沿ったような形で分科会でも最終的には少し表現を変えていこうとか、こういう目標を明確にしていこうという話になっております。参加していて申し訳ありませんけれども、やはりまだまだ具体的な話にはなっていない段階なのかなと思います。

ですから、いずれにしろ、今回、これが3月でまとまったところで、本当に実際に推進していくに際して、もう一度、もう少し具体的な検討が必要になってくるのだろうというのは感じております。

東委員からもお話がありましたけれども、私どもの分科会でも、ポータルサイトの話はずっと出ております。今回の御報告をいただいている現状、作成していらっしゃる方、利用している方の御希望と、私どもはもう少し成長していくポータルサイトというか、何かもうちょっと別の形のことを御提案させていただいているわけで、こういうものが現状求められているんだということがなかなか把握できていないところで検討していたことも問題なのかもしれませんが、現状に余り引っ張られないこともまた必要だと思います。できれば今回、まとまりましたものがすべて具体的な施策につながるころでは、もう一度みんなの意見を持ち寄る機会をつくっていただければと思います。

松本部会長 では、御船委員、どうぞ。

御船委員 今回の消費者教育の体系化及びこの推進方策の検討の意義は、今まで40年

度ほど、消費者教育が様々な場所でばらばらに行われていて、それ相応の成果があるはずなのに、余り成果が見えない。では、なぜかというところから出発しています。それは、多分、消費者教育の行政としての推進が総合的に、連携してなされてこなかったからではないかということを見出したことで、この資料2 - 1が出てきたことは画期的だと私は思っております。

ですから、これは消費者教育行政推進元年をアピールしたような感じのシートだと思います。今までこれがなかったわけですから、非常に重要な第一歩となっていると考えています。

非常に重要なシートですけれども、この中には1点、重要な点が欠けていると思っています。それは、先ほどからの議論にありますように、ここには主体が見えないということです。主体が前提となっていて、そういう人たちに対して消費者教育をするときに、どういうふうにするかということが一生懸命考えられている。

では、ここに主体を入れたらどうなっていくかということ最も重要で、次に考えなければいけないことです。それは具体的には、私も参加させていただいている体系化の委員会での議論、私は個別の分科会には参加していないんですけれども、例えば現状を見ると、プログラムが不足している、学習環境が不足している、参加型保育の重要性が高まっているという書き方しかできない、今、消費者そのものの現状を書けないことが問題です。消費者の知識がどれほどあるのかということだけではなく、消費者自身がどのような消費者教育を望んでいるのか、これがわかりません。

多分ここにいらっしゃる方は、皆さんが消費者教育は重要だと考えていて、それをどういうふうに推進するかというところから出発するですけれども、一方で、どうして消費者教育が推進されていないか、成果が挙がっていないかということ、先ほどここに主体がないということと関連するのですけれども、主体の現状、どのぐらいニーズがあるのかが定かではない、従って、どうしても消費者教育はやらしてもらわなければ困るんだよというところをピックアップすることが、課題だと考えております。

参加していて、まだまだ課題があるなという段階ですので、事務局に御説明をお願いするとか、そういうレベルのものではございません。

以上です。

松本部長 今、御船委員がおっしゃった主体というのは、消費者教育を受ける側という意味ですか。それとも与える側ですか。

御船委員 受ける側です。

松本部長 わかりました。

御船委員 自立支援なので、自立する側です。

松本部長 東委員、どうぞ。

東委員 今の主体の件に関してなんですけれども、実は成人期の方では、高齢者等が入ってくるということもあって、主体のことはかなり出ております。そのときの主体は、消

費者教育を受ける主体もあるんですけれども、受けている人もまた消費者教育をする立場にもなるという形で、主体の変容ということを1つの重要な概念としてとらえて、自立する消費者がいる、そして支援する消費者になることもある、支援を受ける消費者になることもある、それぞれの主体の変容に応じて必要な消費者教育という視点が出ておりましたので、補足の説明といたしますか、御紹介をさせていただきます。

以上です。

松本部長 ほかの委員の皆様も御意見をお出してください。

品川委員、どうぞ。

品川委員 今、主体ということで出ていますけれども、私も資料2-1のような内容を今後、充実させていくことは大変重要だとは思いますが、一方で、本日、御紹介いただいた話で言うと、資料2-3で、講師育成、リーダー育成についての調査の結果が出ています。

2、3ページを見ますと、地方自治体にせよ、消費者団体にせよ、実施していないのは8割以上。

実施しない理由は、予算的措置というのと、優先度が低いというのが非常に多いわけです。言ってみると、地方自治体にせよ、消費者団体にせよ、消費者教育の必要性は余り感じていないというか、重要性を感じていないことがベースとしてはあるのではないかと思うわけです。そういう点では、一方で体系化の話を引き続き進めていただくことは大変重要だとは思いますが、同時にそもそも、いわゆる21世紀型の消費者行政云々という中で、消費者の自立支援の重要性ということを重視している構造で言いますと、消費者教育の必要性、重要性自体の認識を広げるということを、もっと重点に置かないと、体系化を進めても、その体系化を実施するそれぞれ主体が、その気にならないということになりはせぬかという感じがいたします。

感想で申し訳ありません。

松本部長 御船委員、どうぞ。

御船委員 その御指摘は本当に重要な点で、シンポジウムでもそういう話は多く出され、先ほどの主体はここに入れなければいけないという発想、その意識を強くもっております。どうすればいいのでしょうか。

松本部長 山本委員、どうぞ。

山本委員 感想程度にとどまりますけれども、私は消費者教育は非常に重要だと考えております。と申しますのも、被害に遭わないというのが最大の消費者保護でありまして、被害に遭ってから何か法的ルールで訴訟をやって勝っても、実際には非常に徒労感が残りますので、そういう意味で最大の消費者保護なんですけれども、しかし、なかなか消費者教育というのは特効薬的な部分はなく、漢方薬みたいなもので、これを推進すれば消費者の自立が高まってじわじわと効果が発生するであろうということはいえそうでも、そのアウトカムの効果をどういうふうにはかるかということが難しい。その辺りが、今、品

川委員などから御指摘があったことに関わると思います。消費者教育を推進する主体の一つである行政においても、さまざまな施策があって、この中で議論すると非常に消費者教育は大事となって、ハッピーエンドで終わるわけですが、実際にさまざまな重要な施策がある中で、どうやってそれを主張し、他の施策を有している部局との対比で予算を獲得したり、政策の優先度を説得していくか。そこが非常に難しい問題で、そのことは私も非常に考えているところです。それで、御船委員からどうやったらいいかという御質問がありましたが、それがなかなかないから、いろいろ課題が残っているということだと思いますが、私は、今日、プレゼンがあったようなことをきちんと打ち出すことによって、こういう施策をするためには予算が要る。たとえば、ポータルサイトを構築するにも、当然予算がないのでは構築できませんので、予算を獲得していくチャンスが出てくるのではないかと思います。是非この分科会等に所属しておられる方は頑張ってください、いいものをつくっていただければ、では予算を付けようということにもなってくると思いますので、その成果に期待しております。

以上です。

松本部長 原委員、どうぞ。

原委員 私も少し雑駁な、感想的な意見で大変恐縮なのですが、やはり主体という点では、消費者教育を受ける側も、それから担い手の側も両方にきちんと考えておかないと焦点がぼけてしまうんだろうというのは同感です。

今回、資料2-2で表を付けていただいて、前回の消費者政策部会での私の発言も受けていただけたのだらうという感じがしていますが、担い手側から見ると、どういう場があるかということ整理をさせていただいております。

ざっと見たときに、すごく網羅的にはなっているのですが、よくうちなんかではテレビを見たりするときに子どもと話をしたりするので、テレビを見たりするときとか、それからもっと子どもを働かせていいんだと思うんです。お手伝いをするときみたいなのが余り入ってなくて、お洗濯をするとか、買い物とかが入るのかなと思いますが、もう少しいろんな生活場面があるように思いますので、ここは工夫をもう少ししていただけたらと思います。

本題は学校のところなのですが、さっきの主体の話もそうなのですが、やはり学習指導要領に消費者教育の必要性を書いていただかない限り、学校の場面はなかなか動かないですね。

では、なぜ40年もやってきて書いていただけないのかということ、やはり消費者教育とは何を指そうとしているのかということ、消費者教育の定義づけとか、必要性とか、そういったものをはっきりさせないと、私は文部科学省としても学習指導要領の中に書きにくいのだと思いますので、これは品川委員、御船委員、山本委員、すべて御発言いただいたように、これほど膨大な作業を今回は進めていらっしゃると思いますので、是非この作業の最後のところでは定義づけと、それから学校の場面へのはっきりした位置づけ、その

ように入れることを目指していただきたいと思います。それが1点目です。

2点目は、担い手の場面なのですけれども、確かに表を見る限り、消費者団体は余り必要性を感じていなくて、育成もしていないという印象がありますけれども、全国で消費者生活相談員の方々がいらっしゃいますが、相談員の試験を受けようと思っていらっしゃる方は、苦情相談だけではなくて、啓発の仕事をしてみたいという人たちがかなり増えていらっしゃるんです。

ですから、消費生活センターで苦情相談のためだけの相談員ということではなくて、啓発をしていく仕事をやっていただく、担い手となっていただくという形での、私はもう一つの柱というのが、あの方々の中に大変あると感じておりますので、是非そこをもう少し検討を深めていただけたらと思っております。

3つ目なのですが、こんなに膨大な結果を、私は報告書だけでまとめるというのは非常に残念で、やはり具体化を図ってみるということを考えられるべきで、今、私はある区で消費者基本条例を制定したので、消費者基本計画というのでしょうか、これから何をやっていくかということを検討しているチームに入っております、是非そういった場を活用して、幼児期から高齢者まで、すべての年代を含めての消費者教育とか啓発を地域で特区のような構想でやってみるということも出口としては是非考えていただきたい。そのための協力もしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

松本部会長 大村委員、どうぞ。

大村(敦)委員 私は、今の原委員の最初の御発言に全面的に賛成でございます。消費者教育の場というのは、家庭も重要ですし、それから社会教育も非常に重要だと思いますけれども、学校教育の中に、一定のポジションを占めるということが、家庭ですとか、あるいは社会全体に消費者教育に対する認識を深めていくということで、非常に意義があることなのではないかと思ひます。ですから、文科省への働きかけというのを是非進めていただきたいと思ひます。

それとの関連で、今日は連携というのが1つのキーワードになっているかと思ひますけれども、例えば私は委員ではございませんけれども、法務省で法教育の推進というのが、今、行われております。

これは、裁判員制度の導入などとの関係で、一般的な法意識というのを高めようという趣旨だろうと思ひますが、さまざまな教材等も開発されておりますが、それを見ますと、その中のかなり部分は契約法に関わるような問題でございます、消費者問題みたいなものを念頭に置いております。

言わば、これはトレードオフにありまして、先方というか、法務省はこういうのを学校でやってほしいというふうに要望が出ているわけですが、当方も消費者教育ということで、こういうことをやってほしい。

学校教育は、ゆとりがだんだん方向が違ってきて、カリキュラムが過密になってきます

と、あれもこれもということにはならないと思いますので、重なる部分については、協力をして、双方に引っ張り合うのではなくて、一緒に教育プログラムの中に入れていただくというような方向で考えていただければと思います。

松本部長 どうぞ、ほかに御意見はございますか。

山口委員、どうぞ。

山口委員 結局、具体的な必要性の観点から、やはり受ける側が必要性が感じられないと、なかなか進まないと思うんですけれども、そこで2つだけ御紹介したいんです。現在、多重債務者の対策について、内閣官房の方で多重債務者対策本部をつくって検討中です。

例えばその中で、厚労省の方で予算を付けまして、いわゆる国民健康保険の滞納者や、あるいは税金の滞納者が自治体の窓口などに来るわけですが、そういう人たちから聞き取りをして、それを多重債務の解決の窓口で紹介するとか、あるいは就職のあっせんまで手伝いをするという、いわゆる再チャレンジ構想の一環として予算を組んでやっていこうということが計画されております。その中で国民健康保険連合会などにおいても、多重債務についての理解を深めてもらうということで勉強会をする。あるいは講師を派遣するという形で、生活の在り方、多重債務の対応策などについて、あるいはそもそもの生活の立て直しという観点から、若干おせっかいになるかもしれないけれども、指導・カウンセリングなどもやっていこうということで、今、具体的な対応策を検討しているところです。こういうところも、本当は消費者教育の問題も絡んで積極的に提言していけばいいのかなと思います。

もう一つ、私自身が長年やってきた宗教カルトによる人生破壊あるいは家庭破壊、消費者被害の問題などに関わりましては、大学の新生に正体を隠して、そういう宗教カルトがアプローチして人生を破壊させていく、結果としては、家庭を破壊させていくという家庭があるわけです。私どもとしては、大学側が教育の機関として、学生を受け入れる中で、そういうものがある場合には、信教の自由の問題ではなくて、人権の問題として積極的に取り組んで、カウンセリング活動も含めてやっていくべきではないかということで、繰り返し提言をしております、さまざまな大学教育機関でも積極的に検討を開始していただいております、教育の場でそういう具体的な問題についてのカウンセリング機能を強化するというのも幾つかの大学で、先駆的にも検討していただいております。

そういうことは、具体的な被害があって、具体的な問題があって、その中で何とかしなければならぬという切実なところから出てきて、厚労省、内閣官房あるいは大学の生活指導担当の部門でも動かざるを得なくなってくるということがございます。そういう具体的なニーズが、先ほど御船先生から主体という問題がありましたけれども、必要性が出てこない、なかなか水を飲ませようとしても水を飲んでもくれないので、そこら辺の工夫が必要なのかなと思いました。

松本部長 大河内委員、どうぞ。

大河内委員 質問なんですけれども、少年期、成人期のところで教材の収集や蓄積、相

談や支援を行うコーディネート専門機関も将来的に必要なと書いてあるんですけども、たしか消費者教育支援センターのようなものは既にできていると思うんですが、その充実というようなことをお考えになっているということなのか、全く新しい全然別の機関ということなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

松本部会長 どうぞ。

井内消費者企画課長 コーディネートについては、そういう仕組みとか、あるいは機能というのが重要であって、機関は既存のでも勿論いいと思います。

例えば消費生活センターとか、そういうところでも果たせばいいですし、あるいは今おっしゃられたような公益法人等でもいいと思いますが、基本的にはそういう機能が必要だということだと思います。より具体的にどのような機能があればよいかということや、どういう機関が適切かは、今後ご議論いただくことと考えています。個人的ですけども、やはり機能がしっかりそろったところがコーディネート機関として存在すべきだと考えております。

松本部会長 東委員、どうぞ。

東委員 今の点に関して、先々期の分科会の方で、どういうふうにとらえられているかという補足説明なんですけれども、少年期の方は直接関わっていないのでわかりません。

今、お答えいただいたように、機能がそろっているということではあるんですけども、具体的なイメージとしては、むしろ、今、専門機関として、いろんな消費生活に関する情報を持っているところ、消費生活センターだったり、消費者団体もこの一つだろうということも触れておりましたけれども、そういった弁護士会であったり、既存の情報を持っている機関が単に情報を発信する機関だけではなくて、その情報を発信しながら、いろいろな組織や団体が必要な情報だけではなくて、人とか場とかも統括的に管理するというか、必要なところに必要な情報を届けたり、人を手配する。そういう役目も専門機関に持たせるというのが、一つの方向性としては出ていたと思います。

ですので、新たにということになるかどうかといいますと、少なくとも先々期の分科会では、今、言ったような既存の機関の位置づけを変えるというイメージだったと思います。

もう一つ重要だと思っておりますのは、地域社会を一つの核にしていきたいというのがありますので、支援センターは勿論重要ですけども、やはり支援センターは非常に包括的な役割を果たすと思いますので、やはり個々の地域でそういうコーディネートするところが必要だと考えております。

以上です。

松本部会長 大村委員、どうぞ。

大村(多)委員 先ほど、法教育と消費者教育の講座というのは重なる部分があるんじゃないかという御指摘があったんですが、全くそのとおりではないかと思うんですが、それをもう一つ付け加えますと、むしろ契約の教育、これが日本の教育からちょっと欠落しているんじゃないか。どこか規範があって、裁判所があってというのではなくて、契約

というのは、自らつくるものだ。では、学校の教育で自ら契約書を書いたり、交渉したり、そういう機会は全くないまま社会人になっている。社会人になってからもなかなかない。

そういうところを前々からそういう問題意識を持っていまして、消費者基本法も消費者の自立とか、自己決定権を大事にしようということになると、やはり自ら契約をつくると、ドラフティングするとか、書くとか、交渉するというところを法教育でやるのか、消費者教育でやるのか、重なった部分でやるのか、そういう問題意識でやられたらいいんではないかと思います。

以上です。

松本部会長　ほかに御意見はございませんでしょうか。

消費者教育の問題は、本部会でも引き続き検討を進めていきまして、6月ごろの部会で一定の提言をまとめたいて考えておりますので、今後ともまたよろしく御検討をお願いいたします。

それでは、続きまして、議題の3「消費者団体訴訟制度の施行（平成19年6月7日）に向けた準備状況について」に移らせていただきたいと思います。

資料の3について事務局から御説明をお願いいたします。

鈴木消費者団体訴訟制度準備室長　それでは、資料の3をごらんいただきたいと思います。

まず、1枚紙の「資料3」と打ってあるものですが、施行が6月7日でございますので、それに向けて、今、各種準備を進めているところでございます。

まず、1.にございますように、1つは制度の細目を定めるということで「内閣府令、ガイドライン等の制定」ということでして、後ほど若干御紹介させていただきますけれども、まずは消費者契約法施行規則、そして適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインを平成19年2月16日付で制定、公布したところでございます。

施行規則については、官報に掲載されておりますし、ガイドラインにつきましては、内閣府のホームページにて公表されております。

もう一つ、細かい話なんですけど、欠格事由というのが法律で定められておまして、要は消費者利益擁護関係法律に違反して罰金に処せられたものは、この適格団体になれないという規定がございますので、その法律は政令で列挙することになってございます。

これにつきましては、今の通常国会に提出されている法案にも該当している法律がないかを精査した上で、今後、制定ということで、4月ぐらいになるかと思っておりますけれども、そのような段取りを考えているところでございます。

続きまして「2. 制度説明会の開催など制度の普及啓発の推進」ということでして、まず、昨年11月には本部会の委員にも御協力いただきまして、東京、大阪におきまして、シンポジウムを開催したところでございます。

シンポジウムの結果につきましては、内閣府のホームページにも載っておりますし、本日、お配りしております別添2の方に議事概要というのを付けさせていただいております。

また、昨年 12 月から内閣府と全国の 47 都道府県の共催で、制度概要説明会というのを開催しております、既に 41 都道府県で実施済みでございます。消費者、消費者団体の方、事業者、事業者団体の方、都道府県、市町村行政の方ですとか、あるいは弁護士さんとか司法書士さんの方々、各方面の方々の御参加を多数いただいているところでございます。

次のポツにございますように、消費者団体の方々を始め、事業者団体の方々も制度施行が間近ということで勉強会をしたり、説明会に講師で来てくれという依頼が結構ございまして、そこには随時対応しているところでございます。

そして、今後も普及啓発を推進していくことにしております、パンフレットにつきましては、別添 2 の方にグリーンのもので閉じさせていただいておりますけれども、より多くの国民の方々に知っていただくという趣旨で、ポスターですとか、あるいは逐条解説書、これは消費者契約法を制定した当時もつくっているんですけども、立法の際の政府の考え方を逐条ごとにまとめたものを施行までにはまとめる予定でございます。

「3. 制度運営のための基盤の整備」ということで、制度施行には必須になるんですけども、1 つは、適格消費者団体におきまして、訴訟手続上の行為をした場合には、いろいろ情報共有を図るという規定が法律に置かれております、そのための専用の適格消費者団体間の情報共有、内閣総理大臣への報告のための専用の電子掲示板を内閣府において整備する予定でございます。

また、差止請求の結果としての判決ですとか、和解につきましては、すべて周知・公表をすることにしておりますけれども、このためのホームページのコーナーですとか、あるいは認定申請書につきましては、国民の皆様にも申請書を個人情報に係る部分を除いて公告縦覧可能にするような規定が法律に置かれておりますけれども、このためのコーナーも内閣府のホームページに設ける、これを今後整備していくという予定にしております。

続きまして、別添 1 におきまして、パブリック・コメントを、昨年、施行規則とガイドライン、そして政令につきまして実施いたしましたので、結果を御報告させていただきたいと思っております。

パブリック・コメントは、11 月 29 日から 12 月 28 日の 1 か月間かけて行いまして、施行規則につきましては、28 件いただきました。

28 件というのは、28 名といいますか、28 団体あるいは個人の方ですけども、28 通いただいたところでございます。

1 ページ、細かいんですけども若干御紹介させていただきますと、まず、特定の事業者の関係者、特定の企業グループの人は、理事会の 3 分の 1 以下でなければならないという規定がございまして、ここに関係者ということで、要は事業者の O B の人も含めているわけですけども、これにつきまして、O B を含める必要はないですとか、あるいはもっと長期間にわたって O B の人も含めるべきという意見をいただきましたけれども、これは原案どおりという対応にしております。

また、事業の区分ということで、これはまた理事会の同一業界関係者は、理事会の 2 分

の1を超えてはならないという規定を置いております。

これにつきましては、日本標準産業分類の中分類を基本とすることにしておりますけれども、弁護士・司法書士事務所は別分類とすべきという意見をいただきましたけれども、これも原案どおりという対応にしております。

2ページ、第4条ということで、消費生活に関する専門家に関してです。理事会の下に置かれる検討部門において、消費生活の専門家を置かなければいけないという規定がございまして、消費生活の専門家は何ぞやということですが、消費生活相談に関する有資格者で、相談業務に1年以上従事した方などとしておりますけれども、これにつきまして、資格を持っていることだけでいいとすべきという意見ですとか、あるいは逆に1年というのは緩過ぎて、5年以上などとすべきという意見もいただきましたけれども、これも原案どおりという対応にしております。

3ページ、やはり同様に検討部門につきまして、法律の専門家がいないといけないという規定を置いてございまして、この法律の専門家は何ぞやということなんですけれども、原案は弁護士・司法書士あるいは大学の法律学の教授ということでしたが、まず一つは行政書士も含めるべきという意見もいただきましたが、これは訴訟を含む差止請求のいろいろなことについての専門的な助言、知識などを要しますので、ここは行政書士は該当しないという扱いにしております。

また、教授・准教授については、要は関係ない分野の人もいるではないかという趣旨の御意見でしたけれども、これは当然関係ある分野の方が関わってくると思いますが、端的に若干修正しまして、民事法学その他の差止請求の要否及びその内容についての検討に関する科目を担当する教授・准教授と修正したところでございます。

これは、民法、民事訴訟法ですとか、消費者法ですとか、この分野に関係する方は該当するという扱いでございます。

続きまして、4ページをお願いしたいんですが、申請書類など簡素化できないかという意見をいろいろいただきまして、添付書類につきまして、一部負担の軽減を図っております。住民票の添付を不要とするケースなどを規定しているところでございます。

また、細かい話なんですけれども、変更の届出義務を免除する軽微変更などの該当事由につきましても、もっと拡充を図るべきではないかという意見をいただきました。

原案では、申請団体の社員の数に加えて、団体会員の構成員数の変更も、それが10分の1以上の場合は届出を要するとしているんですけれども、これは団体会員の構成員数の変更につきましては、変更の届出を不要とするように、変更の届出の不要の規定を拡充したところでございます。

5ページをお願いしたいんですが、22条ということで「調査を行う者の選任等」ということございまして、これは業務を外部監査ではないんですが、要は外部の人の第三者のチェックを受けなければいけないという規定がございまして、その第三者は、適格団体が自らの責任で選ぶという規定にしてございまして、それにつきましては真ん中

にございますように、必ずしも外部ではなくていいのではないかという意見ですとか、あるいは自ら選任させるということではなくて、官庁も関わるべきだという意見をいただきましたけれども、これも原案どおりということで第三者のチェック、ただ役所がいちいち固有名詞付きで関与するのではなくて、選任・解任の基準はきちんと定めていただくという形で、所要の監督が及ぶ仕組みとしているということでございます。

25条ということで、寄附金については、特に差止請求という個別事件に関しては禁じているんですけれども、それ以外のものは特に規制していない関係で、ただなるべくオープンにするという趣旨で、寄附者の名称などを閲覧可能にすることとしておりますが、5万円とすることは不適當で20万円ぐらいとすべきという意見ですとか、5万円が当然というか妥当という意見もいただきましたけれども、これにつきましても透明性を確保するという趣旨で原案どおりとしております。

それと一番多かったのが情報提供という規定でございます、現在30条、31条というところで、国民生活センター、地方公共団体は、P I O - N E T情報をセンター共通の手続に則って、適格消費者団体に提供できるとしております。

その上で、次の6ページにございますように、そういう規定を置かれると、ややもするとP I O - N E T情報しか出せないと誤解する向きもありますので、確認規定としてセンターが消費者契約法以外の法令、条例を含むの規定によりP I O - N E T情報以外の情報を提供することを妨げるものではないという規定を置いてございまして、これにつきましては、5ページに戻っていただきたいんですけれども、1ついただきましたのは、まず30条の情報をもらう手続が細か過ぎるのではないかということですが、これにつきましては、今回はこれまで提供されなかった事業者名入りの情報を提供可能とする根拠規定、根拠手続でございますので、原案どおりという対応としております。

31条ということで真ん中の欄を見ていただきたいんですけれども、いろいろいただいた意見で多かったのは、提供した情報の照会先も提供可能とすべきという意見、P I O - N E T情報につきましても、やはり個人情報に留意する慎重な対応が必要という意見などもいただきましたけれども、照会先を提供できるようにすべきという意見をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、施行規則について、これは運用ベースの話と解されますので、施行規則については原案どおりですけれども、ちなみに国民生活センターはブロックないしは全国ベースの情報、そして地方公共団体は地方公共団体ベースの情報を提供するという規定、これは維持しつつ、パブコメの意見としては、国民生活センターが提供したブロックないしは全国のベースについて、一定の照会先の提供をお願いしたいという御意見でございましたけれども、そうした意見を踏まえまして、運用上の措置として国民生活センターにおいて提供した情報の照会先を示すことができるという運用が行われる予定です。詳細については、制度スタートを目途に詰めていく必要がございますが、運用上の措置として照会先を示すことができるという運用が行われる予定になっております。

PIO-NE T以外の情報も出せるということについて、各種の意見をいただきまして、最後の6ページにいろいろ意見が書かれているんですが、最初の1つ目、2つ目辺りの意見ですけれども、PIO-NE T以外の情報というのは地方公共団体などの有する情報ですので、当該地方公共団体の条例などに則る必要はあるけれども、適格団体に特化した新たな条例の制定がなくてもいいということの規定したり、またその旨周知を図るべきという意見が1つです。

そして、上から3番目ぐらいにございますように、そもそも特則規定として本内閣府令にばしっと根拠を置くことで、PIO-NE T情報以外の情報もより積極的に出せるようにするという意見です。

3番目は、むしろ消費生活相談との兼ね合いをかなり気にした意見だと思えますけれども、やはり消費生活相談自体に悪影響がかなり大きいのではないかとということで、相談者の事前了解を必須とすべしという意見をいただきましたけれども、対応方向としましては右の方向に書いてございます。どちらかということ、3種類の意見のうちの最初の方の意見に近いんですけれども、PIO-NE T情報以外の情報は全国でオンライン化されているわけでもございまして、地方公共団体が個別に持っておりますので、やはりその当該地方公共団体の条例などに則る必要があると考えております。

ただ地方公共団体は、新たな条例の制定がなくても、現行の条例等に則った情報提供が可能でありまして、その旨周知していきたいと考えております。地方公共団体の中には、例えば消費生活条例の中に適格消費者団体の支援という規定を設けようとしているところもあるようですけれども、それはそれで一つの結構な対応だと思えますけれども、そうしたものがなくても現行の条例等に則った情報提供が可能であり、その旨周知していきたいということでございます。

続きまして、ガイドラインの方をお願いしたいと思います。これにつきましても、同期間についてパブコメにかけまして、29件ということで、多くの方は両方に出してこられましたけれども、片方にしか出してこられない方もありまして、29通の意見をいただいたところでございます。

1ページ目でございますが、まず「2. 適格消費者団体の認定」ということで、これは活動実績が必要であるということで、原則2年以上としているんですけれども、これにつきましても真ん中にございますように、むしろ2年未満ということを原則とすべきという意見。もう一つは、原則2年以上ではなくて2年以上は最低ラインだという意見をいただきましたけれども、これも原案どおりという対応とさせていただいております。

次に「(3) 体制及び業務規程(法第13条第3項第3号関係)」ということで、申請団体の社員数について、少なくとも100人存在していることを体制整備の1つの目安として斟酌するとしております。

これにつきまして、1つの意見としては、社員数を斟酌することは不適當、ないしはより少数の社員数でも可としたり、申請団体自体の社員数ではなく社員である団体の構成員

数も斟酌すべきという意見。

もう一つは、多数の目を通すことで業務の正確性、適格性、透明性が担保されるということ、社員数 100 人以上の存在は不可欠という意見をいただいております。

これは原案どおりとさせていただいております。業務の適正、透明性を担保するためには、相当数の者の関与の確保が必要と考えられまして、やはり最高の意思決定機関である総会の議決権を有する申請団体自体の社員であることが必要ではないかということでございます。

ただ、これは目安でございまして、100 人に満たないからといって、直ちに不認定とするものではないということでございます。

続きまして、2 ページをお願いしたいんですが、「イ．業務規程」というところで意見をいただきまして、業務規程に差止請求の仕方ですとか、情報収集ですとか、結果公表の方法が差別的にならないように、公正にきちんとなされるように、こういう方法でやるというのを書いていただくことにしております。内閣府が適切な内容であるか審査することにしております。

これにつきましては、真ん中にございますように、要は内閣府・国民生活センターで結果はすべて公表するんですけれども、その前に適格団体が自主的にやることもあるだろうと。その際、それが無用な風評被害を惹起しないように、業務規程中に慎重な基準を規定すべきであるということで、これはガイドライン自体への意見というよりも、制度の運用ベースで濫用が生じないよう監督、審査を政府に要請するという趣旨の意見でございました。これにつきましては、運用においてそのように公表の基準、例えば結果が出てないうちに公表されるということについての基準につきましては、適切に審査していくということでございます。

「(4) 理事及び理事会(法第 13 条第 3 項第 4 号関係)」ということで、常任理事会などへの委任を禁止しているんですけれども、これについては委任が認められるべきという意見をいただきましたけれども、これについては原案どおりということで、法律上理事その他の者に委任されていないこととされておりますので、これは常任理事会への委任も禁止されているということでございます。

これにつきましては、常任理事会への委任は禁止されているわけですが、緊急を要する場合については、むしろ理事会における議決の方法などをいろいろ工夫していただくということなのではないかと考えております。

「(6) 経理的基礎(法第 13 条第 3 項第 6 号関係)」ということで、要は業務の安定性及び継続性が確保される限度においての総合判断ということで、これにつきましては、かなり賛同する意見をいただきましたけれども、例えば一定額以上の基本財産の自己保有に限定せず総合判断としていることは妥当ですとか、独立事務所や専任職員の雇用を必要とすべきではないという意見ですとか、これはガイドラインにはなじまないとは思いますが、一定の財政支援を規定すべきという意見をいただきました。

これにつきましては、原案を一部修正しております、内容は元の原案と変わらないんですけれども、要は何百万円とか何千万円以上の基本財産が必要ですか、だれだれを雇用しなければいけないですか、そういうことでは限定されてはおりませんで、そういう意味での総合判断というのは原案どおりですけれども、ただどんぶり勘定でいいというわけではございませんで、元の原案にも収支の見込みや算出根拠はきちんと書くことと記載しております、確認的に申請書に書いていく諸要素を括弧書きで加えております。例えば弁護士報酬ですか、事務所の賃料ですか、例えば事務所でしたら所有しているから幾らですか、賃料だから幾らですか、使用貸借だから幾らだとか、要はこうするからこれくらい安く抑えられるんだとか、そういうことはきちんと書いていただく必要があるということでございます。

続きまして3ページです。「4.差止請求関係業務等」「(4)財産上の利益の受領の禁止等(法第28条関係)」ということございまして、これは個別事件に関係ない寄附金の受領は禁止されないという規定がございまして、これにつきましても、特定の事業者からの寄附金を一定期間禁止すべきですか、潜脱する場合も考えられ無条件に問題ないと記載するのは不適切という意見をいただきましたが、これも運用ベースの話で個別の事実認定を適切に行っていくということでございます。

「5.監督(4)不利益処分等(法第32条、法33条及び第34条関係)」ということで、法人格を喪失した場合には直ちに認定取消しがなされる旨明記すべきとされていましたが、これは法律上そもそも当然に失効することになっております。

最後に4ページです。「6.政党又は政治的目的のための利用(法第36条関係)」ということで、この場合は認定取消しがなされるということを明記すべきという意見もいただきました。これは原案の不利益処分ということにそもそも入っておりますが、その旨確認的に規定しております。なおこの場合も対応方法の欄に書いてございますが、直ちに取消しというわけではございませんで、不利益処分の選択の基準が書いてございますが、原則は改善命令などをかけた上で、それでも改善されない場合に最終手段として認定取消しがあるということでございます。

以上がパブコメの結果でございます。

ちなみに政令につきましても御意見をいただいたんですけれども、これにつきましては今後4月を目途に政令を制定する際に、それと合わせて結果を公表したいと考えているところでございます。

以上です。

松本部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見をお出しください。

大村委員。

大村(敦)委員 質問というか確認なんですけれども、意見募集の結果についてという方の3ページです。

法律に関する専門的な知識、経験を有するものに係る要件ということで、大学の法律学の教授または准教授というのに制限を加えられるということなんですけれども、先ほど例示として民法、民事訴訟法あるいは消費者法というようなことを挙げられたと思いますが、それは例示という理解でよろしいのでしょうかということなんです。

逆に申しますと、これによって排除されている人たちというのはどういう人たちなのかということなんです。法律学の教授というのにはいろいろありますので、歴史ですとか外国法など、関係がなさそうに見えるという方々はあるだろうと思いますが、それでも歴史の中で差止めの問題がないかということ、それはなくはないわけです。

他方、実定法について考えてみますと、先ほど挙げられたもののほかに行政法はだめなんですかとか、憲法はどうでしょう、知的財産法はどうでしょうといったような問題が出てくるように思います。

この部分というのは、弁護士、司法書士のほかということで、それに準ずる形で出ているかと思いますが、弁護士さんはともかくとして司法書士の方々の中でここに挙がっているように、差止請求の要否及びその内容について通曉している方がそう多いとも思えないんですけれども、並びで解釈するときによいような人が排除されるというふうにお考えなのかを確認させていただければと思います。

鈴木消費者団体訴訟制度準備室長 弁護士、司法書士につきましては、そもそも法律に例示として該当すると整理されておりまして、これは大村委員のおっしゃったような問題もあるかと思うんですけれども、まずは法律で整理されたのかと思います。

その上で法律の専門家というんですけれども、差止請求の要否及び内容の検討に関する科目という、これは関係する科目というぐらいでいいと思うんですけれども、要は民事法学ではくくり切れない分野ですね。

例えば消費者法についても民事法学の中で扱われていることが多いと思いますが、法律学の分類はいろいろあるようでございますので、くくれない部分もある。ですから、例えば消費者法にしてもそうですし、あるいは独禁法などもこれは団体訴訟ではありませんけれども、差止めの規定もございまして、また団体訴訟制度もここ数年来、検討の対象となっているということで、これは十分この法律に関する助言などもできると考えております。

独禁法なども例えば経済法あるいは社会法学という範疇に入ってしまうと思いますので、これは排除するという趣旨ではございませんで、この分野に関する助言あるいは意見を述べる体制を確保するというので、その科目の中でそういうことが扱われていることであれば広く拾い上げていいのかなという整理をしております。ですから、なりたいたいという人は恐らく当然のごとく、そういうことを研究されている方だと思いますので、そういう方は広く該当するという整理にしております。

松本部長 ほかにも御意見、御質問はございませんか。御意見でここを変えろと言われても、今更変えられないと思いますが、何年か後に見直すときにはできると思います。

野村委員、どうぞ。

野村委員 今のお話を伺っていて、私は商法が専門なんですけど、入るのか入らないのか気になっておりましたけれども、それはさておきまして、ガイドラインの方の「利益の受領の禁止」の問題について少し意見を述べさせていただきたいと思います。

先ほどのガイドライン案の横の紙の3ページの財産上の利益の受領の禁止等に関する運用の問題なんですけど、これは運用ベースでということになっておりまして、確かに運用によって決めていかなければいけない問題だと思うんです。しかし、このもともとの法の28条のところの条文を見ますと、基本的には「その差止めの対象となっている相手方から」「差止請求権の行使に関して」と、実は2つ条件が付いていて、今のここの解釈部分はこの「差止請求権の行使に関し」のところを読み砕く形になっているんですけども、実はその前の「差止めの相手方から」というところも要件としては重要だと考えられるんです。

というのは、どうなるのかちょっとわかりませんが、今、現に差止めのトラブルを生じめている最中にその相手方から本件差止め以外の事柄で寄附を受けるということが許されると解釈されるのか、それとも、それは差止めの相手方からという要件を使って切る話になっているのか。

そこはよく読み込めないものですから教えていただきたいのです。具体例としまして、現にある事業者との間で差止めが問題となっているときに、その事業者さんが従来から例えば寄附を恒常的にその団体に対して提供しているならば、従来どおりそのトラブルの最中に寄附を受け取るということは許されるという解釈になっているのかどうか。そこだけ運用上、教えていただければと思います。

鈴木消費者団体訴訟制度準備室長 これは従来から受け取っている人が、差止請求と全く別個に寄附するというのは、全く関係なければ、法律上は、禁止されていないという整理でございます。

野村委員 ガイドラインはそこを解釈すべきものだと思うので、条文上は禁止されるとも読めるし、禁止されていないとも読めるので、ここでガイドラインをつくっておられるんだと思うんですけども、このガイドラインの書き方ですと今のような解釈になるのかなと思ったんですが、それで本当に妥当なのかどうかということなんです。

場合によっては、やはり今はトラブルの最中なわけですから、その業者からの金銭の授受は禁止するという考え方もあると思うんですけども、それは構わないという整理なのですよね。

そうすると逆に、今回からトラブルになったけれども、これは本件とは関係ありません。ただ、この活動に対して非常に賛意を感じたので、今回から改めて寄附を提供いたします。これはもう本件とは別件ですという形で申し込まれたときもOKになるということですか。

鈴木消費者団体訴訟制度準備室長 ガイドラインというより法律上に禁止の根拠があるわけですので、「相手から差止請求権の行使に関し」ということで、行使に関しては全く関係ないということであれば、これは禁止されてはいないということだと思います。

野村委員 相当広くなると私は思うんです。実はこれは非常に類似した法令の中に、これは逆ですね。お金をもらうのではなくてお金を渡す方なんですが、会社法の中に株主権の行使に関して利益を供与してはいけませんというルールがあって、それは要するに自分の意のままに議決権を行使してもらったりするときに、お金を配るという行為を禁止しているわけなんです。これは運用上、非常に広く解釈することによって、ある意味では、グレーのところは全部だめな方に入れて運用しているわけなんです。

最高裁も最近はそのような傾向になってきていて、寄附ですらだめだと。あるいはホワイトナイトとして、例えば買収に賛同してくれる人にお金を渡すということもだめ。全部だめだという形で、かなり網を大きくかけているわけなんですけれども、この解釈だと全く逆で、グレーの部分はかなりOKの方に入ってしまうというガイドラインのように読めるんですけれども、そういうふうなことをあえてここで示唆するようなガイドラインを設けることは必要なのかどうかということなんです。

松本部長 山本委員。

山本委員 野村委員の御発言は非常に問題点が明確になってよかったと思うんですけれども、私の個人的意見としては、株主代表訴訟と消費者団体訴訟の行使と、似ている部分もあるけれども、違う部分もある。だから、全くイコールフットイングにすべきかどうかというのは1つの論点だと思うんです。

考え方としては、現にトラブルの相手となっているものから、その最中に寄附を受けるというのは立法論としては禁止すべきであり、またガイドラインでもその点について決めつけたような書き方をしないで解釈に委ねるということも考えられる。

そういう考え方もあると思いますけれども、恐らく今のやり取りをうかがっていて、今回の消費者団体というのは内閣府による適格認定をされていて、しかもそれについては法令の厳重な要件があるわけですね。それを満たしているところであるということから、株主代表訴訟とは若干違う考え方も採っている。

これは株主代表訴訟においては濫用的な請求の却下の規定と、それから担保を積むという規定がありますけれども、消費者団体訴訟制度の方では濫用的請求の却下だけはそれにならっているわけですが、担保請求については導入していないということで、若干違う考え方を採っている。

したがって、今の問題につきましても、やはり実質判断をして、言わば関係ないという名目で受け取っているけれども、本当は馴れ合いの見返りとして受け取っていたのなら、それはびしりと監督を及ぼすけれども、最初からそういうものを一切排除するという考え方には立っていないのではないかという整理も可能ではないかと思いますので、私は今の鈴木さんの考え方、あるいはこのガイドラインの策定というのは、1つの考え方としては正当化できるのではないかと考えました。

松本部長 どうぞ。

鈴木消費者団体訴訟制度準備室長 国会とか立案の過程の議論では、さっきの問題設定

ですけれども、基本的には差止請求を受け入れて、かつ悪いことをしたのでいろいろお金を返しますですとか、あるいはどこかに預けますとか、活動に賛同してやります。つまり金で解決して差止請求をやめてしまったとか、差止請求を拒否しているというときは、まさに「関し」であると大きく推認されるという整理といたしますか。

ですから、差止請求を受け入れもするし、あとは寄附金といたしますかお金を何らかの形で返すということで、そういうのは禁止されるべきではないということで、この個別事案とは関係なく云々というのがいろいろ出てきたという経緯があったと思います。

松本部長 どうぞ。

野村委員 余り時間のないところなので、私も山本先生のおっしゃられたこともよく理解できますので、別にこだわるつもりはないのですけれども、これはガイドラインの方の16ページのところの(4)の3行目の「例えば」以下のところなのですが、これは後段の方の不当な行為をした事業者等との間で、それによって得た利益を今回申し訳ないので、今後の消費者保護の施策に使ってほしいということで提供を受けるというのは紛争の事後の問題として、それはあってしかるべきだと思いますし、この例示はなかなかいいと思うんです。しかし、その前のところにあえて「適格消費者団体が差止請求権の行使に係る個別事案とは関係なく寄附金を受領する」というのは、確かに論理的にはこういう結論になるということは、事例としてないは言えないと思いますけれども、よほどの認定をしないとういうふうには認定できない事例なのではないかと思うんです。

あえて今のタイミングの段階で寄附金ですと言ってお金を持ってきたときに、それはもうこのガイドラインに書いてあるから受け取っていいんだという運用になってしまうようなことをあえてここで示唆する必要はなくて、私は「例えば」以下の前の2行はむしろ削って、不当な行為をした事業者等の間でその紛争後に受け取った利益等を消費者に返還するといったようなことは構わないというので、必要にして十分なのではないかという印象は受けております。むしろ誤解を生じしめることは必要ないのではないかということです。

松本部長 どうぞ。

大村(多)委員 シンポジウムでもそういう議論があったんですけれども、法律上の解釈とかガイドラインに書く、書かないということを行う以前に、やはりその団体が特定のことを訴えてくるというときに、そこには基本的に利益相反の問題があるので、もっと広い見地で利益相反の観点を考慮すれば、企業としては本来払にくいという大前提があるはずなんです。その常識をまず踏まえていただきたいということです。

松本部長 山本委員、どうぞ。

山本委員 先ほどの発言を若干補足させていただきます。法解釈としては、そういう考え方なのではないかと思いますが、運用としては確かに野村委員とか大村多聞委員のおっしゃるように、疑われるようなことはしない方が適格消費者団体としてはいいのではないかというふうには思います。

そして、鈴木さんから説明がありましたように、反省をして消費者保護のために役立ててくださいという形で出すのはいいだろうという整理でしたので、野村委員が提起された問題は必ずしも正面から念頭には置かれていなかったということは事実だろうと思います。

松本部部长 なかなか重要な問題ですが、1つはそれぞれの適格団体の自律に任せられる部分がかかなりあるのではないかと。つまり、それぞれの団体が企業から活動支援のための寄附をいただく際の基準とか方針があるはずなので、それをオープンにさせていただいて、実際にどういう企業からどういう形で受け取っているのかも出していただいて、外から見てわかるような形でやっていただくというのが一番重要ではないかと思えます。

利益相反の関係については、どの段階で顕在化するのかという問題があります。差止請求の正式の通知を出した段階では明らかに顕在化しますが、もっと早い段階から苦情を受け付けて、検討を始める段階でもう既に利益相反だという話になると、どこからというのが必ずしも外からは見えないし、はっきりしないというところがあって、外に出てこない部分については少なくともそれぞれの団体の自律性に任せるしかないのではないかと。

そして、事業者に対して申入れをすることで、それが良好な関係に立っているところであれば、申し入れをすれば話し合いが行われて一定の適切な解決に行くはずで、紛争の形には多分ならないはずなので、紛争の形になっているにもかかわらず、寄附が続いているとすると、何かあるのではないかと思われます。その辺の運用によって、外から見ておかしところは批判をするという形で動かしていくというのが、とりあえずは適切ではないかと思えます。

12時を回りましたけれども、ほかに特に御意見はございますでしょうか。

ございませんようでしたら、本日の議事はこの辺で終了させていただくことにいたしまして、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

井内消費者企画課長 次回は4月後半に開催することを予定しておりますが、具体的な日程等に関しましては部会長と御相談の上、改めて御連絡させていただきます。

次回は消費者基本計画の検証・評価・監視の作業を開始いただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

松本部部长 それでは、本日も長時間御議論いただきまして、誠にありがとうございました。これで終了いたします。